

「介護分野における特定技能協議会」 手続の流れ

初めて1号特定技能外国人を受け入れる法人
(協議会入会証明書を保有していない場合)

2回目以降、1号特定技能外国人を受け入れる法人
(協議会入会証明書を保有している場合)

地方出入国在留管理局
への申請

・在留資格認定証明書交付申請等の際に、「**介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書**」(※)を提出
※介護参考様式第1-1号

・在留資格認定証明書交付申請等の際に、「**介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書**」(※)
及び「協議会入会証明書」の写しを提出
※介護参考様式第1-1号

当該特定技能外国人を受け入れた日
から**4か月以内**に手続

当該特定技能外国人を受け入れた日
から**4か月以内**に手続

協議会事務局への
入会申請

・申請システムに、**必要情報の入力**(※1)、**添付書類のアップロード**(※2)

・申請システムに、**必要情報の入力**(※1)、**添付書類のアップロード**(※2)

手続完了

・申請法人に「**協議会入会証明書**」を交付
(申請システムからダウンロード)

・上記書類の提出をもって、手続完了
(「協議会入会証明書」の交付はなし)

(※1) 申請に当たっては、WEBフォームより、

- ・法人情報(法人名、所在地、代表者氏名、協議会担当者情報、連絡先等)や事業所情報(事業所名、所在地等)のほか、
 - ・受け入れた特定技能外国人に関する情報(氏名、国籍等)
- を入力いただきます。(※法人情報は、初めて特定技能外国人を受け入れる場合のみ入力をお願いします。)

(※2) 添付書類としては、以下の書類を登録いただきます。

- 雇用条件書(別紙「賃金の支払」を含む。)(参考様式第1-6号)
- 1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号)
- 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書等(介護参考様式第1-2号)
- 日本語能力水準を証明する書類(介護日本語評価試験・日本語能力試験等の合格証明書、介護福祉士国家試験結果通知書、技能実習評価試験の合格証明書等)
- 技能水準を証明する書類(介護技能評価試験の合格証明書、介護福祉士国家試験結果通知書、技能実習評価試験の合格証明書等)
- 在留カード

(注) いずれも書類の写しの電子データを提出

【留意事項】

- ・法人担当者との連絡(電話、メール)が確認された場合に、協議会の加入が認められることとなります。必ず連絡のとれる連絡先を記入してください。
- ・入会申請書の記載内容に変更が生じた場合には、入会規定第5条の規定に基づき、申請システムから変更の手続を行う必要があります。
- ・介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、入会規定第6条の規定に基づき、申請システムから脱会の手続を行う必要があります。
- ・添付書類については、必要に応じて、追加の登録をお願いする場合があります。